改正後

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十八条の二　法第三十四条第三号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第九十九条の十七　法第八十五条の十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第九十九条の十八～第九十九条の二十　［略］

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害により信用金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　略］

五　申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　役員のうちに精神の機能の障害のため信用金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ　役員のうちに前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　略］

（心身の故障のため信用金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第百七十条の二の五の二　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用金庫電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

改正前

［条を加える。］

［条を加える。］

第九十九条の十七～第九十九条の十九　［同上］

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　同上］

［条を加える。］